

追補 1 のまえがき

この **JIS T 4206** の追補 1 は，産業標準化法に基づき，日本産業標準調査会の審議を経て，厚生労働大臣及び経済産業大臣が **JIS T 4206:2018** を改正した内容だけを示すものである。**JIS T 4206:2018** は，この追補 1 の内容の改正がされ，**JIS T 4206:9999** となる。

JIS DRAFT 2026/09/04

ガラス製体温計
(追補 1)Clinical glass thermometers with maximum device
(Amendment 1)

JIS T 4206:2018 を、次のように改正する。

箇条 2（引用規格）を、次に置き換える。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 1604 測温抵抗体

JIS T 1140:2024 電子体温計

JIS Z 8103 計測用語

7.1.1（器差試験の条件）b）（標準温度計）の 1) を、次の文に置き換える。

1) 計量法第 103 条第 1 項の規定によって基準器検査に合格し、かつ、有効期間内にある温度基準器

7.1.1（器差試験の条件）c）（試験槽）の注記を、次の文に置き換える。

注記 水温槽は、JIS B 7414 の 8.1.2（温槽）に規定する ± 0.02 °C の温度分布幅の性能をもつことが望ましい。

7.1.3（試験温度の補正）の記号 K の説明を、次の文に置き換える。

K : ガラスに対する感温液の見掛けの膨張係数（感温液が水銀の場合は、 $K=1/6100$ を適用してもよい。）

A.7.2.2（個々に定める性能の検定の方法）を、次の文に置き換える。

検定の方法は、目視及び 7.3 による。

A.7.4.1（器差検定の条件）b）（基準器）を、次の文に置き換える。

器差検定に用いる基準器は、基準器検査に合格し、かつ、基準器検査証印の有効期間内にある 0.1 °C 以下の目量をもつ基準ガラス製温度計、又は 0.001 °C 以下の目量をもち、JIS T 1140:2024 の附属書 JD に適合する体温計用基準電気式温度計とする。なお、婦人用の器差検定において、体温計用基準電気式温度計

を用いる場合は、婦人用の基準を満たす基準器を用いる。

A.7.4.1（器差検定の条件）**c)**（検査槽）を、次の文に置き換える。

水温槽を使用するときは、基準器及び検定を行う体温計の温度を感じる速さに応じて、水温槽の温度が検定に必要な一定の温度に保持できる状態又は極めて緩やかに上昇する状態で、かつ、水温槽内部の温度が常に均一になるように液体をかくはんしながら行う。

注記 水温槽は、**JIS B 7414** の **8.1.2**（温槽）に規定する ± 0.02 °Cの温度分布幅の性能をもつことが望ましい。

A.7.4.2（器差検定の方法）を、次の文に置き換える。

器差検定の方法は、**a)～e)** による。

なお、基準器として体温計用基準電気式温度計を使用する場合は、器差検定の前は **JIS T 1140:2024** の **JD.4.2.2 b)**に規定する 0 °C（氷点）の器差の測定を行い、基準器検査成績書の 0 °Cの器差に対して、その差が、一般用は ± 0.03 °Cを超えている場合、婦人用は ± 0.02 °Cを超えている場合は、検定には使用せず、他の基準器を使用することを推奨する。

- a)** 検定は、同一の水温槽に 60 秒間以上浸せきした体温計と基準器との示度を比較することによって行い、体温計の示度から基準器の示度を減じて器差を求める。
- b)** 検定に基準ガラス製温度計を使用する場合、その目盛線は、目盛面に視線が垂直になる位置に置いて、その正面から示度を視定する。
- c)** 感温液が液体金属である場合は、液面の最上部で視定し、液体金属以外の液体であるときは、液面の最下部で視定する。
- d)** 検定に基準ガラス製温度計を使用する場合、検定すべき温度を基準ガラス製温度計の表す目盛線の位置まで同一の温度とした状態で行う。ただし、水温槽の構造及びその他のやむを得ない事由によって、目盛線の位置まで同一の温度とすることができないときは、**A.7.5** による補正值を加える。
- e)** 示度の視定は、体温計を水温槽から取り出した後、速やかに行う。

A.7.5（検定温度の補正）の記号 **K** の説明を、次の文に置き換える。

K : ガラスに対する感温液の見掛けの膨張係数（水銀温度計を用いているので $K=1/6100$ とする。）